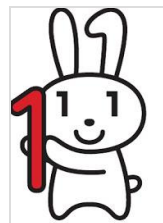


小児慢性特定疾病医療費助成の申請手続きには **マイナンバー** の記載が必要です

平成28年1月に「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が施行されたことに伴い、小児慢性特定疾病の医療費助成の申請や変更の際には個人番号(マイナンバー)届の提出が必要です。届出の際には、窓口(健康福祉センター)で「マイナンバーの確認」と「身元確認」を行いますので、下記の書類を持参してください。



マイナンバーの記載が必要になる方

- (1) 申請者(保護者)および受診者(患児)本人
- (2) 支給認定基準世帯員(詳細は裏面◆)

○保護者(=申請者)が申請書を窓口持参する場合

保護者について、マイナンバーの確認と身元の確認を行います。(*1)

【マイナンバーの確認】	①~③のいずれかを提示してください。(原本に限る) ① 個人番号カード(うら面) ② 通知カード(*2) ③ 個人番号入りの住民票の写しまたは住民票記載事項証明書
(身元の確認)	A~Cのいずれかを提示してください。(原本に限る) A 個人番号カード(おもて面) B 顔写真付き身分証明書(運転免許証、パスポート等) C 顔写真のない身分証明書(健康保険証、年金手帳等) ※B、Cとも i 氏名、ii 生年月日または住所が記載されているもの ※Cの場合は、2つ以上の提示が必要

- *1 患児本人の個人番号は、保護者が確認のうえ正確に記載してください。
- *2 デジタル手続法の施行日(令和2年5月25日)時点で交付されている通知カードは、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合または正しく変更手続がとられている場合に限り利用可能です。

<個人番号カードの見本>
(おもて面)



(うら面)



<通知カードの見本>



個人番号(12けた)

○患児のご家族(*1)や施設の職員等の代理人が申請書を窓口を持参する場合

代理人の代理権の確認と身元確認を行ったうえで、患児本人・申請者のマイナンバー確認を行います。 (*1)申請者でない親(例:父が申請者の場合の母)や兄弟姉妹、祖父母が該当します。

【代理権の確認】	イ～ハのいずれかを提示してください。(原本に限る) イ 委任状(法定代理人以外の場合) □ 法定代理人であることを証明する書類(戸籍謄本等) ※患者が20歳未満の場合の親権者、未成年後見人、成年後見人 ハ 患児の健康保険証、運転免許証等
【代理人の身元確認】	A～Cのいずれかを提示してください。(原本に限る) A 代理人の個人番号カード(おもて面) B 代理人の顔写真付き身分証明書(運転免許証、パスポート等) C 代理人の顔写真のない身分証明書(健康保険証、年金手帳等) ※B、Cとも i 氏名、ii 生年月日または住所が記載されているもの ※Cの場合は、2つ以上の提示が必要
【マイナンバーの確認】	①～③のいずれかを提示してください。(写しでも可) ① 患児・保護者の個人番号カード(うら面) ③ 患児・保護者の通知カード(*2) ③ 患児・保護者の個人番号入りの住民票または住民票記載事項証明書

*2 デジタル手続法の施行日(令和2年5月25日)時点で交付されている通知カードは、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合または正しく変更手続がとられている場合に限り利用可能です。

○申請書を郵送する場合

申請者および患児本人のマイナンバーが確認できるもの(①～③)の写しを同封してください。(※事故防止のため、簡易書留等の利用をお勧めします)

◆支給認定基準世帯員とは

患児本人が加入している医療保険		支給基準世帯員
①国民健康保険、②後期高齢者医療、 ③国民健康保険組合		同じ保険に加入している者全員
被用者保険 (健康保険組合、協会けんぽ、 共済等)	患児本人が 被保険者	患児本人のみ (*患児本人が非課税の場合、申請者も)
	患児本人以外が 被保険者	被保険者および患児本人

*支給認定基準世帯員のマイナンバーは、窓口での確認は行いませんので、申請者が正確に記載してください。

○マイナンバーの導入に伴う添付書類の取扱いについて

マイナンバーを提供していただくことで、申請書に添付する住民票や課税証明などの書類が省略できるようになる見込みですが、本格的に情報連携が開始されるまでの期間は、従来どおり添付書類の提出が必要になります。事前準備としてマイナンバーを提供していただくことで円滑に情報連携を開始することができますのでご協力をお願いいたします。

(添付書類の省略については、詳細が決まり次第改めてご案内します。)